

広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第三十四号

##### 広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表県立安芸津病院の項中「一五〇床」を「一二五床」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。